

## 山形県内の「ゆう活」(朝型勤務)の取組事例



### A社 (製造業(約60名) 上山市)

#### 1 取組のきっかけ

山形労働局から、「ゆう活」に関する説明や取組事例を聞き、既存の労務管理制度を変更せず、考えていたよりも簡易に実施できそうであったため。

#### 2 取組の目的

夏の時期を中心に「朝型勤務」を推進し、夕方早くに職場を出て、家族と過ごし、子育ての時間(お迎え)を確保したり、趣味や自己啓発などに充てられるようにする。

これによって、従業員にとってより働きやすい職場環境を整えていきたい。

※夏が中心であるが、繁忙期に当たることも踏まえて、夏にこだわらず通年対象とすることを検討していく予定。

#### 3 取組の概要

以下の取組を試行的に導入する。その結果を検証の上、全社的な制度として定着させることを検討する。

##### (1) 始業・終業時刻の前倒し

現在8時30分から17時30分の労働時間(時間帯の設定は、本人の申出により柔軟に対応。)について、始業・終業時刻をそれぞれ30分単位で早めることを可能とする。

##### (2) 時間外勤務を始業時刻前にシフト(一部すでに実施)

繁忙期に、あらかじめ発生することが想定される時間外労働について、終業後に行っているものを始業時刻前にシフトすることを可能とする。

#### 4 手続きなど

ゆう活を希望する従業員が、ゆう活を行う前日の終業時までには所属長に申し出る。(申し出は口頭でOK)